別 紙　他団体報告書「提言内容」の要旨

団　体	提言内容の要旨
和歌山県	①一般競争入札の拡大 不良不適格業者の排除、地域や階層区分ごとの競争等を考慮した上で、最終的には原則全ての工事における一般競争入札の導入を目指す。 ②総合評価方式の適正活用 技術提案を伴う高度技術型・標準型の工事は、必要と判断される場合には、総合評価方式を積極的に採用する。 ③地域要件の緩和 地域ごとの特殊性と競争基盤を考慮した上で、段階的に地域を拡大し、最終的に地域要件の撤廃を目指す。災害対策、混乱回避等の必要性を踏まえ、小規模工事については当面、地域要件を残す。 ④企業評価の見直し（コンプライアンス重視） 企業の評価要素として、「災害復旧への貢献」「環境への配慮」「労働安全衛生の確保」「労働者福祉への配慮」などを考慮する。 ⑤企業の協力による談合防止策 指名停止短縮、違約金減額に関する明確なルールを事前に契約条項等に定め、談合解明に協力した違反事業者への不利益賦課減免等を検討する。 ⑥透明性の確保 公共調達の監視に必要な情報や、入札参加資格の設定など発注者側の措置について可能な限りホームページ等で公表する。
福島県	①一般競争入札の拡大 条件付き一般競争入札を原則とした入札制度を構築する。ただし、工事監督検査体制の強化による品質確保、安値入札への対応（落札業者から下請業者に対する発注価格等の資料提出を求める等）、地元企業への配慮（予算の一定割合以上は県内企業が受注できる仕組み）等に留意する。 ②ペナルティの強化 談合に係る損害賠償予約条項の率の引き上げ、入札参加資格の制限期間の延長等のペナルティを強化する。 ③職員倫理（内部通報制度等） 内部通報制度について具体的運用を図るための規程を整備する。 研修等を通じ、職員の法令順守の徹底、職員倫理の確立に努める。 ④常設の第三者機関の設置 談合情報への対応を協議するための第三者機関を常設とし、常に入札制度の改善に向けて検討する。 入札監視委員会の監視機能を強化するとともに、事務局を発注部門・事業部門から独立させる。（第三者機関との統合も検討する）

団　体	提言内容の要旨
防衛施設庁	①一般競争入札の拡大 平成 17 年度 7.3 億円以上の工事が対象であった一般競争方式を、平成 18 年度から 2 億円以上まで拡大する。2 億円未満の工事についても、業者による品質の差が少ない工事など、可能な限り一般競争方式を導入する。 ②総合評価方式の導入 総合評価方式を導入し、適用する工事を３割超（金額ベース）とする。 ③入札監視委員会の機能強化 入札・契約過程の監視機能を強化するため、入札監視委員会において、入札内訳書の検証、一位不動の状況等の監視、入札結果（落札率、全入札者の入札金額等）の統計的分析を含めた多面的な監査を行う。 ④電子目安箱の設置 ホームページ上に談合情報コーナーを設置し、情報提供を募る。 ⑤懲戒処分等の基準の明確化 上司等の不作為（黙認等）を含めて、処分基準を明確化する。 ⑥監察組織の新設 各組織から切り離した監査組織を新設する。（長は事務次官に準じた高位の職）また、公益通報者保護制度にも対応する体制を構築する。
桐蔭横浜大学コンプライアンス研究センター	①入札制度の見直し 会計法令上、最低価格落札方式や予定価格の上限拘束性が原則とされていることが談合の構造的な背景となっているため、総合評価方式を柔軟に採用できるよう整備する必要がある。発注者側の設計図書の精度を向上し競争条件を明確にする。発注者側の監理を明確な基準に基づき厳格に行う。工事出来高に応じて工事代金を毎月支払う出来高部分払方式を導入する。 ②透明性の確保 第三者機関により入札・契約手続きの監視を行い、手続きのプロセスなどの情報公開を図る。 ③不服申し立ての充実 受注できなかった業者からの不服申立てを活発に機能させ、発注者側の手続きを透明化し、不正・癒着を抑止する。 ④法曹人材の確保 公共調達をめぐる問題解決に従事する専門法曹の育成・確保を行う。 ⑤中小企業保護政策との関係 中小企業の保護が業者側に十分な利益を得させるための談合を促すこともあり、中小企業向け工事予算の確保、総合評価方式において地元貢献の項目を含める等を検討する。